

中通高等看護学院学則

第1章 総 則

(教育の目的、位置)

第1条 中通高等看護学院(以下「学院」という)は看護師になろうとする者に対して必要な知識・技術・態度を習得させ、専門職業人として看護の対象となる人々や地域社会に貢献できる看護実践者を育成することを目的とする。

なお、学院の所在地を秋田市檜山登町3番18号とする。

(課程、学科、修業年限および定員)

第2条 学院は3年課程の看護学科とし、専修学校の専門課程とする。修業年限は3年とし、定員を1学年50名(総定員150名)とする。

2. 在学期間は6年を限度とする。

第2章 学年、学期および休業日

(学年および学期)

第3条 学年および学期は次のとおりとする。

1. 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. 学年を次の3学期に分ける。

前期	4月1日から8月15日まで
中期	8月16日から12月31日まで
後期	1月1日から3月31日まで

(休業日)

第4条 休業日は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (2) 日曜日
 - (3) 学院創立記念日
 - (4) 季節休暇
2. 前項第4号に掲げる季節休暇は1年を通じて10週を超えないこととし、その時期は学院長が定める。
3. 学院長が必要と認めるときは、第1項に定める休業日を変更しまたは臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程

(学科目および単位数)

第5条 学科目および単位数(実習を含む)は各年度の別表1・2・3によるものとする。

2. 学科目の単位計算は、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義は、15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 臨地実習は、40時間をもって1単位とする。

3. 学院長が必要と認めたときは、第1項に定める以外の学科目を履修させることができる。

第4章 入学、休学、退学および復学

(入学資格)

第6条 入学資格は学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に該当する者とする。

(受験手続および提出書類)

第7条 学院に入学しようとする者は、入学願書(様式第1号)に次に掲げる書類および受験料を添えて学院長に提出しなければならない。

(1) 高等学校または中等教育学校の卒業証明書もしくは卒業見込み証明書

(2) 高等学校または中等教育学校の調査書

(3) その他学院長が必要と認める書類

(入学の許可)

第8条 学院長は入学志願者に対し所定の試験を行い選考のうえ入学を許可する。

(誓約書)

第9条 入学を許可された者は所定の期日までに誓約書(様式第2号)を学院長に提出しなければならない。

2. 前項の誓約書を提出しないときは入学の許可を取消すことがある。

(保証人)

第10条 入学を許可された者は、保証人を定めなければならない。

2. 前項の保証人は2人とし、第一保証人は入学を許可された者の戸籍の筆頭者(筆頭者が未成年の場合は、その後見人とし、入学を許可された者が筆頭者である場合は、その近親者で独立した生計を営む成年者とする。)とし、第二保証人は秋田市に居住する成年者で、独立の生計を営む者でなければならない。

ただし、秋田市に定めることの難しい者は他地域に居住する者を定めることを認める。

(異動の届出)

第11条 学生は自己もしくは保証人の住所、氏名に変更があったとき、または保証人を変更したときは、すみやかに学院長に届出なければならない。

(転入学の許可)

第12条 転入学を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、転入学試験を受け、学院長の許可を受けなければならない。

- (1) 転入学願書(様式第3号)
- (2) 在学証明書
- (3) 在学学院長の内申書

(休学および退学)

第13条 学生がやむを得ない理由により、休学または退学しようとするときは、保証人連署の上、病気による場合は、医師の診断書を添付した休(退)学願(様式第4号および第5号)を提出し学院長の許可を受けなければならない。

2. 前項の休学期間は2年以内とする。
3. 学生が次の各号に該当するときは、学院長は退学を命ずることができる。
 - (1) 第2項の休学期間を超えても復学できないとき。
 - (2) 傷い疾病のため教育に耐えられないと認められたとき。
 - (3) 正当な理由がなく、授業料などの学費を納入しないとき。

(復学)

第14条 休学中の者が、復学しようとするときは、復学願(様式第6号)に事由または医師の診断書を添えて学院長に提出し、学院長の許可を受けなければならない。

2. 復学の許可を受けた者は、休学当時の所属学年に復学するものとする。

第5章 履修、進級および卒業

(欠席)

第15条 欠席しようとする者は、その理由をすみやかに届出なければならない。病気欠席が3日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

(履修)

第16条 学生は第3章に定める科目を履修しなければならない。

2. 次の各号に該当する者の既に履修した単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、学院における教育内容と相当と認められる場合は、学院における履修に替えることができる。
 - (1) 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校を卒業し入学した者
 - (2) 第12条により転入学した者
 - (3) 歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士の資格に係る学校および養成所卒業で入学した者
 - (4) 社会福祉士および介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者で入学した者

3. 既履修単位の認定範囲は以下のとおりとし、成績評価は「認定」とする。

(1)～(3)に該当する者は、総修得単位数の2分の1を超えない範囲

(4)に該当する者は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域
(評 価)

第17条 各科目の履修の認定は、学生の成績を考査して行い、所定の単位を与える。

2. 評価の基準は別に定める。

(卒 業)

第18条 学院長は所定の全課程を履修した者に対し、卒業証書(様式第7号)を授与する。

(称号の授与)

第19条 学院長は卒業証書を授与した者に対し、専門士(医療専門課程)の称号(様式第7号)を授与する。

第6章 組織および職員

(学院の組織)

第20条 学院の的確、円滑な運営を図るため、組織および運営については別に定めることとする。

(職 員)

第21条 学院の職員は次のとおりとし、服務規程は別に定めることとする。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 学 院 長 | 1名 |
| (2) 副 学 院 長 | 1名 |
| (3) 事 務 長 | 1名 |
| (4) 教 務 主 任 | 1名 |
| (5) 副教務主任 | 2名 |
| (6) 専 任 教 員 | 8名以上 |
| (7) 非常勤講師 | 若干名 |
| (8) 事 務 職 員 | 1名以上 |
| (9) 校 医 | 1名 |

第7章 入学金および授業料

(入学金および授業料)

第22条 学生は、学院所定の入学金および授業料、施設維持費を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 前項の金額および納入方法などについては別に定める。

第8章 健康管理

(健康管理)

第23条 学生の健康保持のため、健康診断を年1回行うものとする。なお、健康管理規程は別に定める。

第9章 賞 罰

(表 彰)

第24条 学院長は特に学業および操行が優秀な者、または善行があつて、他の模範となる者があるときはこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第25条 学院長は教育上必要あると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。

2. 懲戒は訓告、停学および退学とする。

(1) 訓告は過去の言動を戒め将来をさとすものとする。

(2) 停学は出席を停止するものとし、その期間は1ヶ月以内または無期とする。

3. 前項に掲げる退学は、学生が次の各号に該当するときに行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき

(2) 成績不良のため学科目を修了する見込みがないとき

(3) 正当な理由がなく、または無届けで引き続き1ヶ月以上欠席したとき

(4) 学院の秩序を乱しその他学生としての本分に反したとき

第10章 雑 則

(補 則)

第26条 この学則の施行に関して、必要な事項は、学院長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- この学則は 1970 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 1980 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 1986 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 1990 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 1992 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 1997 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2000 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2001 年 1 月 22 日より施行する。
- この学則は 2002 年 5 月 1 日より施行する。
- この学則は 2003 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2004 年 6 月 1 日より施行する。
- この学則は 2005 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2006 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2007 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2008 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2009 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2013 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2017 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2019 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2022 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2023 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2023 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2024 年 4 月 1 日より施行する。
- この学則は 2026 年 4 月 1 日より施行する。

別表1

科目及び単位数・時間数

区分	教育内容	科目	単位数	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	情報科学	1	30
		論理学	1	15
		倫理学	1	15
		法学	1	15
		キャリア教育論Ⅰ	1	30
		キャリア教育論Ⅱ	1	15
	人間と生活、社会の理解	心理学	1	30
		人間関係論	1	15
		社会学	1	30
		英語	1	30
		コミュニケーション論	1	15
		家族論	1	15
		生活と健康	1	15
		自己の探求	1	15
	ヒューマンケアリング	1	15	
小計			15	300
専門基礎分野	人体の構造と機能	人体の構造	1	30
		人体の機能	1	30
		生化学	1	30
		栄養学	1	15
		生命現象のしくみ	1	15
		運動生理学	1	15
		ナースがみる人体	1	30
		疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1
	検査と治療法概説Ⅰ		1	30
	検査と治療法概説Ⅱ		1	30
	病態と診療Ⅰ		1	30
	病態と診療Ⅱ		1	30
	病態と診療Ⅲ		1	30
	病態と診療Ⅳ		1	30
	薬理学	1	30	

		微生物学	1	30
区分	教育内容	科目	単位数	時間数
専門基礎分野	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学	1	30
		社会福祉	1	30
		関係法規	1	30
		総合保健医療論	1	15
		臨床心理学	1	15
		リハビリテーション論	1	30
	小計		22	585
専門分野	基礎看護学	基礎看護学概論	1	30
		看護リフレクションⅠ	1	30
		看護リフレクションⅡ	1	30
		看護リフレクションⅢ	1	30
		共通技術論Ⅰ	1	30
		共通技術論Ⅱ	1	30
		共通技術論Ⅲ	1	30
		日常生活援助論Ⅰ	1	30
		日常生活援助論Ⅱ	1	30
		診療・検査時の援助論	1	30
		治療・処置時の援助論	1	30
		臨床看護総論	1	30
	臨床判断	1	15	
	地域・在宅看護論	地域の理解	1	30
		在宅ケアシステム	1	30
		地域・在宅看護の対象理解	1	15
		在宅看護概論	1	30
		在宅看護技術	1	30
		対象に応じた在宅看護	1	30
	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		周手術期援助論	1	15
		成人看護援助論Ⅰ	1	30
		成人看護援助論Ⅱ	1	30
		成人看護援助論Ⅲ	1	30
		臨床推論	1	30

区分	教育内容	科目	単位数	時間数
専 門 分 野	老 年 看 護 学	老 年 看 護 学 概 論	1	30
		老 年 看 護 援 助 論 I	1	30
		老 年 看 護 援 助 論 II	1	30
		老 年 看 護 援 助 論 III	1	15
		認 知 症 看 護	1	15
	小 児 看 護 学	小 児 看 護 学 概 論	1	30
		小 児 疾 患 の 病 態 と 診 療	1	15
		小 児 看 護 援 助 論 I	1	30
		小 児 看 護 援 助 論 II	1	30
	母 性 看 護 学	母 性 看 護 学 概 論	1	30
		周 産 期 の 診 療	1	15
		妊 産 婦 の 援 助 論	1	30
		母 と 子 の 援 助 論	1	30
	精 神 看 護 学	精 神 看 護 学 概 論	1	30
		精 神 疾 患 の 病 態 と 診 療	1	30
		精 神 看 護 援 助 論 I	1	30
		精 神 看 護 援 助 論 II	1	15
	看 護 の 統 合 と 実 践	看 護 研 究 方 法 論	1	30
		看 護 管 理 と 医 療 安 全	1	30
		国 際 看 護	1	15
		災 害 看 護	1	15
		看 護 技 術 の 統 合	1	30
		多 職 種 連 携	1	15
		総 合 学 習	1	30
	臨 地 実 習	基 礎 看 護 学 実 習 I	1	40
		基 礎 看 護 学 実 習 II	2	80
		基 礎 看 護 学 実 習 III	2	80
成 人 ・ 老 年 看 護 学 実 習 I		2	80	
成 人 ・ 老 年 看 護 学 実 習 II		2	80	
成 人 ・ 老 年 看 護 学 実 習 III		3	128	
小 児 看 護 学 実 習		2	84	
母 性 看 護 学 実 習		2	84	
精 神 看 護 学 実 習		2	84	
地 域 ・ 在 宅 看 護 論 実 習		2	84	
看 護 の 統 合 と 実 践		3	126	

	小 計	72	2225
	合 計	109	3110

◆再掲

区 分	単位数	時間数
基 礎 分 野	15	300
専 門 基 礎 分 野	22	585
専 門 分 野	72	2225
合 計	109	3110